

確認検査業務手数料規程

株式会社 J 建築検査センター

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社J建築検査センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、(株)J建築検査センター(以下「J」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条(第24条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物
別表1の1に掲げるとおり
 - (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外
別表1の2に掲げるとおり
 - (3) 主要な用途が住居系(長屋、共同住宅、寄宿舎)で前各号の建築物以外
別表1の3に掲げるとおり
 - (4) 主要な用途が住居系以外の建築物
別表1の4に掲げるとおり
- 2 確認申請に係わる建築計画において、次の各号に掲げる設計方法等による場合の手数料額は、当該各号の別表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に加算した額とする。
- (1) 構造計算(ルート2基準、限界耐力計算を除く)の審査を要する場合の手数料の額は別表1の6-1
 - (2) 構造計算上の別棟の審査を要する場合の手数料の額は別表1の6-2
 - (3) 限界耐力計算(免震)等の審査を要する場合の手数料額は別表1の6-3
 - (4) 特定天井等の審査を要する場合の手数料額は別表1の6-4
 - (5) ルート2基準の審査を要する場合の手数料額は別表1の6-5
 - (6) 増築・用途変更等の場合で、既存部分に審査が遡及される場合の手数料額は別表1の7
 - (7) 性能規定等の審査を要する場合の手数料額は別表1の8
 - (8) 天空率の審査を要する場合の手数料額は別表1の9
 - (9) バリアフリー法等の審査及びエレベーター併願の場合の手数料は別表1の10
- 3 第1項の規定により適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築(次(3)号に掲げる場合を除く。)する場合は当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合は前号と同じ
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合は当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積
- 4 第2項の規定により適用する別表1の8の対象床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分により、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を新築する場合(次(2)号及び(3)号に掲げる場合を除く。)は、当該検証法により設計を行った対象部分の面積の合計
 - (2) 建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画変更に係る直前の確認をJ以外から受けている場合は、当該検証法により設計を行った対象部分の床面積の合計
 - (3) 建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画変更に係る直前の確認

をJから受けている場合は、当該検証法により設計を行った計画変更対象部分の床面積の合計の二分の一

- (4) 建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合、当該修繕、模様替え又は変更に係る部分で当該検証法により設計を行った対象部分の床面積の合計

(検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数料)

第3条 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定に係る申請手数料の額は別表1の12に定める額とする。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する建築設備に関する確認申請に係る手数料の額は、一の建築設備につき、別表2の1に定める額とする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第5条 業務規程第17条に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一つの工作物につき、別表2の2に定める額とする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第26条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物
別表1の1に掲げるとおり
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外
別表1の2に掲げるとおり
- (3) 主要な用途が住居系（長屋、共同住宅、寄宿舍）で前各号の建築物以外
別表1の3に掲げるとおり
- (4) 主要な用途が住居系以外の建築物
別表1の4に掲げるとおり

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第7条 業務規程第26条に規定する建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について別表2の1に掲げるとおりとする。

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第8条 業務規程第26条に規定する工作物等関し、中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの工作物について別表2の2に掲げるとおりとする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第9条 業務規程第32条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物
別表1の1に掲げるとおり
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外
別表1の2に掲げるとおり
- (3) 主要な用途が住居系（長屋、共同住宅、寄宿舍）で前各号の建築物以外
別表1の3に掲げるとおり
- (4) 主要な用途が住居系以外の建築物

別表1の4に掲げるとおり

- 2 申請に係る建築物について確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における書類の審査の手数料の額は、別表1の14に掲げるとおりとする。
- 3 建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の完了検査の場合の手数料額は、別表1の13に規定による手数料の額に加算した額とする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第10条 業務規程第32条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の建築設備につき、別表2の1に掲げるとおりとする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第11条 業務規程第32条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の工作物につき、別表2の2に掲げるとおりとする。

(検査に係る出張費)

第12条 中間検査、仮使用認定検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、別表1の11に掲げる額を加算する。出張費について必要な事項は確認検査業務出張費規程に定める。

(電子申請手続きを行う場合の手数料)

第13条 第2条から前条までの申請に関して、電子署名を利用した電子申請を行う場合は、別表3に掲げるとおりとする。西日本地域に関する電子申請は次条に掲げるものとする。

(西日本地域に関する手数料)

第14条 Jは、次の各号に全て該当する場合、第2条及び第3条、第6条、第9条、第12条中「別表1」とあるのは、「別表4」と読み替えるものとする。

- (1) 申請地が愛知県以西（愛知県、岐阜県、富山県以西）の場合
- (2) 申請代理者が愛知県以西に所在を置く代理者の場合
- (3) 大阪支店に申請する場合（紙申請、電子申請含む）

(手数料の減額)

第15条 Jは、次の各号のいずれかに該当する場合、5%～30%の範囲で減額することができる。複数の項目に該当する場合であっても減額の加算は行わない。

- (1) 建築基準法第6条の4第1項第一号の建築物を申請する場合
- (2) 建築基準法第6条の4第1項第二号の建築物を申請する場合
- (3) 年間において一戸建ての住宅を30棟以上継続して申請する見込みがある場合
- (4) 年間において(3)以外の住宅を10棟以上継続して申請する見込みがある場合
- (5) 年間において住宅以外の建築物、建築設備又は工作物を10棟以上継続して申請する見込みがある場合
- (6) 販売促進を目的に期間及び地域を定め一時的に手数料の減額を行う場合。
(実施日の1ヵ月前には社内に掲示及びホームページに掲載する。)
- (7) 同類の仕様の建築物を複数申請する等、確認検査業務が合理的に実施できる場合

制定：平成18年6月20日

改定：平成21年3月16日
改定：平成22年6月7日
改定：平成24年6月1日
改定：平成27年6月1日
改定：平成28年12月26日
改定：平成29年5月10日
改定：平成30年4月10日
改定：令和3年1月4日
改定：令和3年4月1日

確認申請手数料

株式会社J建築検査センター

1 一戸建ての住宅 申請手数料（法第6条の4による確認の特例建築物）

（単位：円）

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	17,000	18,000	32,000
100 - 200 m ² 以内	28,000	29,000	38,000
200 - 300 m ² 以内	38,000	39,000	48,000
300 - 500 m ² 以内	48,000	44,000	57,000

2 一戸建ての住宅 申請手数料（上記以外）

（単位：円）

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	32,000	40,000	48,000
100 - 200 m ² 以内	42,000	56,000	58,000
200 - 300 m ² 以内	52,000	67,000	74,000
300 - 500 m ² 以内	62,000	98,000	104,000
500 - 1,000 m ² 以内	142,000	120,000	124,000

3 住居系（上記1・2以外で主要な用途が長屋、共同住宅、寄宿舍）申請手数料

（単位：円）

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	38,000	48,000	48,000
100 - 200 m ² 以内	48,000	58,000	58,000
200 - 300 m ² 以内	68,000	68,000	74,000
300 - 500 m ² 以内	78,000	98,000	104,000
500 - 1,000 m ² 以内	146,000	110,000	124,000
1,000 - 2,000 m ² 以内	182,000	145,000	165,000
2,000 - 3,000 m ² 以内	256,000	150,000	208,000
3,000 - 4,000 m ² 以内	282,000	170,000	220,000
4,000 - 5,000 m ² 以内	302,000	200,000	240,000
5,000 - 6,000 m ² 以内	342,000	240,000	300,000
6,000 - 8,000 m ² 以内	392,000	250,000	330,000
8,000 - 10,000 m ² 以内	432,000	280,000	360,000
10,000 - 20,000 m ² 以内	560,000	320,000	420,000
20,000 - 30,000 m ² 以内	640,000	380,000	500,000
30,000 - 40,000 m ² 以内	720,000	440,000	560,000
40,000 - 50,000 m ² 以内	810,000	500,000	620,000
50,000 - 100,000 m ² 以内	1,100,000	700,000	800,000
100,000 - 200,000 m ² 以内	1,400,000	860,000	1,100,000
200,000 m ² を超えるもの	1,700,000	1,050,000	1,350,000

4 住居系以外 申請手数料

(単位:円)

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	42,000	56,000	60,000
100 - 200 m ² 以内	55,000	67,000	84,000
200 - 300 m ² 以内	77,000	80,000	90,000
300 - 500 m ² 以内	87,000	100,000	120,000
500 - 1,000 m ² 以内	157,000	120,000	140,000
1,000 - 2,000 m ² 以内	222,000	165,000	215,000
2,000 - 3,000 m ² 以内	332,000	180,000	240,000
3,000 - 4,000 m ² 以内	352,000	200,000	265,000
4,000 - 5,000 m ² 以内	372,000	230,000	280,000
5,000 - 6,000 m ² 以内	422,000	270,000	330,000
6,000 - 8,000 m ² 以内	472,000	300,000	360,000
8,000 - 10,000 m ² 以内	532,000	330,000	410,000
10,000 - 20,000 m ² 以内	640,000	380,000	490,000
20,000 - 30,000 m ² 以内	720,000	450,000	580,000
30,000 - 40,000 m ² 以内	800,000	520,000	640,000
40,000 - 50,000 m ² 以内	900,000	600,000	710,000
50,000 - 100,000 m ² 以内	1,200,000	850,000	910,000
100,000 - 200,000 m ² 以内	1,700,000	1,050,000	1,300,000
200,000 m ² を超えるもの	2,200,000	1,200,000	1,550,000

・中間および完了検査には、検査手数料の他に交通費「11検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」が必要となります。

5 計画変更手数料

①直前の確認済証の交付を当社から受けている計画変更確認の申請手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
構造強度にかかる審査を要する計画変更	確認基本手数料(第2条)の60%
構造強度にかかる審査を要しない計画変更	確認基本手数料(第2条)の40%
うち、変更内容が小規模な計画変更(※)	確認基本手数料(第2条)の20%

(※) 小規模な計画変更とは次のいずれかに該当する変更

- イ) 建築物の外形変更を伴わず、高さ関係の再審査を要しない敷地形状の変更(配置変更を含む)
- ロ) 高さ関係の再審査を要しない部分的かつ小規模な地盤レベルの変更
- ハ) 局所的な間仕切り壁の位置、外壁開口部の大きさ、位置の変更
- ニ) その他上記同等以内の小規模な変更と認められるもの

②直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認の申請手数料

直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認の申請手数料は「確認申請手数料(第2条)」の規定を適用する。

6-1 構造計算(ルート2基準、限界耐力計算を除く)の審査を要する追加手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 100 m ² 以内	20,000
100 - 200 m ² 以内	30,000
200 - 500 m ² 以内	40,000
壁量計算の審査を要する建築物(令46条)	12,000
構造適判を必要とする建築物で500m ² 以内のもの	60,000

6-2 構造計算上の別棟の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料(n=構造計算上の別棟となる総棟数)
構造計算上の別棟の審査を要する建築物	確認申請手数料×20%×(n-1)(千円未満切り捨て)

6-3 限界耐力計算(免震)等の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
限界耐力計算等の審査を要する建築物	確認申請手数料×20%

6-4 特定天井等の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

対象面積の合計	手数料	
	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
0 - 500 m ² 以内	120,000	240,000
500 - 2,000 m ² 以内	180,000	360,000
2,000 m ² を超えるもの	240,000	480,000

6-5 ルート2基準の審査を要する場合の追加算手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 1,000 m ² 以内	125,000
1,000 - 2,000 m ² 以内	167,000
2,000 - 10,000 m ² 以内	192,000
10,000 - 50,000 m ² 以内	255,000
50,000 m ² を超えるもの	469,000

7 増築・用途変更等の場合で、既存部分に審査が遡及される場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
増築等の場合で既存部分に審査を要する建築物	確認申請手数料×40%

8 性能規定等の審査を要する場合の追加手数料(避難安全検証法・耐火性能検証法等)

(単位:円)

建築物の種別	手数料		
	区画・階避・全館避難安全検証法(階数が1)	全館避難安全検証法(階数が2以上)	耐火性能・防火区画検証法
0 - 2,000 m ² 以内	43,000	65,000	43,000
2,000 - 10,000 m ² 以内	75,000	113,000	75,000
10,000 - 50,000 m ² 以内	107,000	161,000	107,000
50,000 m ² を超えるもの	161,000	242,000	161,000

9 天空率の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 500m ² 以内	10,000

10 バリアフリー法、バリアフリー条例、エレベータ併願の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
0 - 500m ² 以内	5,000

11 検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費

〈渋谷・八重洲支店〉 ※距離は渋谷支店からの直線距離で算定します。 ※島しょ部は別途お見積りいたします。(単位:円)

地域区分	地域	出張費交通費
地域:A	東京都内、神奈川県内、千葉県内、埼玉県内	2,200
地域:B	茨城県内、栃木県内、群馬県内、山梨県内	16,500
上記以外の地域 当機関からの距離		出張費交通費
地域:C	300km 以内	38,500
地域:D	300km 超 - 500km 以内	22,000 + 交通手段による実費
地域:E	500km 超 - 750km 以内	33,000 + 交通手段による実費
地域:F	750km を超える地域	44,000 + 交通手段による実費

〈大阪支店〉※距離は大阪支店からの直線距離で算定します。 ※島しょ部は別途お見積りいたします。(単位:円)

地域区分	地域	出張費交通費
地域:A	大阪府内	0
	兵庫県内(50km内)、京都府内(50km内)、奈良県内(50km内)	
地域:B	滋賀県内、和歌山県	16,500
	兵庫県内(50km超)、京都府内(50km超)、奈良県内(50km超)	
上記以外の地域 当機関からの距離		出張費交通費
地域:C	300km 以内	38,500
地域:D	300km 超 - 500km 以内	22,000 + 交通手段による実費
地域:E	500km 超 - 750km 以内	33,000 + 交通手段による実費
地域:F	750km を超える地域	44,000 + 交通手段による実費

12 仮使用認定手数料

(単位:円)

建築物の種別		手数料
0 - 5,000㎡以内	確認を当社で受けている場合	180,000
	確認を他機関(行政を含む)で受けている場合	240,000
5,000㎡を超えるもの		別途お見積りいたします。

13 建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の完了検査の加算手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料	
	全て	一部
判定を当社で受けている場合	完了検査手数料×20%	完了検査手数料×20% ×(判定を要する部分の床面積/検査対象面積)
判定を他機関(行政を含む)で受けている場合	完了検査手数料×40%	完了検査手数料×40% ×(判定を要する部分の床面積/検査対象面積)

14 その他の加算手数料

(単位:円)

種別	手数料
完了検査追加説明書の審査手数料	計画変更手数料と同額

【確認について】

※「(S1)-(S2)㎡以内」という表記は「(S1)㎡超～(S2)㎡以内」を表します。

※ 特例建築物の戸建住宅において申請日当日に質疑を希望する場合は、当該料金に3,000円を加算します。

【検査について】

※検査対象面積が2,000㎡を超え、検査員と補助員の複数名となる場合は、複数名分の割増料金を加算します。

※他機関で確認を受けた物件の検査料については、当該検査料に中間の場合1.2を、完了の場合には1.5を乗じた金額とします。

※検査時間連絡後のお客様(申請者)の都合による検査予定日の変更・取消に関しては、変更・取消手数料を別途申し受けます。

検査予定日より3営業日前	: 支払総金額の20%
検査予定日より2営業日前	: 支払総金額の30%
検査予定日の前日	: 支払総金額の50%
検査予定日当日	: 支払総金額の全額

【消費税について】

※「11 検査料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」以外は非課税です。

別表2 建築設備及び工作物に関する手数料

1 建築設備 申請手数料

(単位:円)

	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
昇降機(エスカレーター、エレベーター)	40,000	30,000	50,000
ホームエレベーター	35,000	25,000	35,000
小荷物専用昇降機(段差解消装置含む)	30,000	20,000	30,000

※計画変更手数料は、確認申請手数料の半額とする。

2 工作物申請手数料

(単位:円)

		確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
工作物 [令138条第1項]	同項各号にあげる工作物	46,000	45,000	45,000
工作物 [令138条第2項]	同項第1号工作物			
	同項第2号及び3号工作物 (水平投影面積10㎡、高さ5m以下)			
	同項第2号及び3号工作物 (水平投影面積10㎡、高さ5mを超えるもの)			
工作物 [令138条第3項]	同項各号にあげる工作物	※別途お見積りいたします		

※上記手数料以外に追加手数料が発生する場合がございますので、◆別表1 建築物に関する手数料内の「11 検査料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」及び「14その他加算手数料」をご確認ください。

確認申請手数料

株式会社J建築検査センター

1 一戸建ての住宅 申請手数料（法第6条の4による確認の特例建築物）

（単位：円）

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	17,000	18,000	25,000
100 - 200 m ² 以内	28,000	29,000	35,000
200 - 300 m ² 以内	38,000	39,000	48,000
300 - 500 m ² 以内	48,000	44,000	57,000

2 一戸建ての住宅 申請手数料（上記以外）

（単位：円）

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	22,000	27,000	34,000
100 - 200 m ² 以内	30,000	37,000	40,000
200 - 300 m ² 以内	52,000	52,000	55,000
300 - 500 m ² 以内	52,000	52,000	55,000
500 - 1,000 m ² 以内	100,000	120,000	124,000

3～5 別表1による

6-1 構造計算（ルート2基準、限界耐力計算を除く）の審査を要する追加手数料

（単位：円）

床面積の合計	手数料
0 - 500 m ² 以内	15,000
壁量計算の審査を要する建築物（令46条）	12,000
構造適判を必要とする建築物で500m ² 以内のもの	60,000

6-2～8 別表1による

9 天空率の審査を要する場合の追加手数料

（単位：円）

床面積の合計	手数料
0 - 500m ² 以内	5,000

10～14 別表1による

別表4 建築物に関する手数料(電子申請含む)

確認申請手数料 西日本エリア(愛知県以西)

株式会社J建築検査センター

以下の3項目に全て該当する場合、適用します。

- ①申請地:愛知県以西(愛知県、岐阜県、富山県以西)
- ②申請代理者:愛知県以西に所在を置く代理者
- ③申請支店:大阪支店(紙申請、電子申請含む)

1 一戸建ての住宅 申請手数料 (法第6条の4による確認の特例建築物)

(単位:円)

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	17,000	18,000	25,000
100 - 200 m ² 以内	28,000	27,000	27,000
200 - 300 m ² 以内	38,000	39,000	48,000
300 - 500 m ² 以内	48,000	44,000	57,000

2 一戸建ての住宅 申請手数料 (上記以外)

(単位:円)

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	20,000	20,000	24,000
100 - 200 m ² 以内	22,000	28,000	29,000
200 - 500 m ² 以内	50,000	50,000	55,000
500 - 1,000 m ² 以内	100,000	120,000	124,000

3 住居系 (上記1・2以外で主要な用途が長屋、共同住宅、寄宿舎) 申請手数料

(単位:円)

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	32,000	33,000	43,000
100 - 200 m ² 以内	42,000	43,000	52,000
200 - 500 m ² 以内	54,000	63,000	72,000
500 - 1,000 m ² 以内	113,000	85,000	96,000
1,000 - 2,000 m ² 以内	154,000	123,000	140,000
2,000 - 3,000 m ² 以内	230,000	135,000	187,000
3,000 - 4,000 m ² 以内	267,000	161,000	209,000
4,000 - 5,000 m ² 以内	286,000	190,000	228,000
5,000 - 6,000 m ² 以内	342,000	240,000	300,000
6,000 - 8,000 m ² 以内	392,000	250,000	330,000
8,000 - 10,000 m ² 以内	432,000	280,000	360,000
10,000 - 20,000 m ² 以内	560,000	320,000	420,000
20,000 - 30,000 m ² 以内	640,000	380,000	500,000
30,000 - 40,000 m ² 以内	720,000	440,000	560,000
40,000 - 50,000 m ² 以内	810,000	500,000	620,000
50,000 - 100,000 m ² 以内	1,100,000	700,000	800,000
100,000 - 200,000 m ² 以内	1,400,000	860,000	1,100,000
200,000 m ² を超えるもの	1,700,000	1,050,000	1,350,000

4 住居系以外 申請手数料

(単位:円)

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m ² 以内	36,000	49,000	52,000
100 - 200 m ² 以内	48,000	59,000	74,000
200 - 500 m ² 以内	65,000	70,000	78,000
500 - 1,000 m ² 以内	117,000	105,000	120,000
1,000 - 2,000 m ² 以内	188,000	140,000	182,000
2,000 - 3,000 m ² 以内	280,000	162,000	205,000
3,000 - 4,000 m ² 以内	334,000	190,000	251,000
4,000 - 5,000 m ² 以内	353,000	200,000	260,000
5,000 - 6,000 m ² 以内	422,000	270,000	330,000
6,000 - 8,000 m ² 以内	472,000	300,000	360,000
8,000 - 10,000 m ² 以内	532,000	330,000	410,000
10,000 - 20,000 m ² 以内	640,000	380,000	490,000
20,000 - 30,000 m ² 以内	720,000	450,000	580,000
30,000 - 40,000 m ² 以内	800,000	520,000	640,000
40,000 - 50,000 m ² 以内	900,000	600,000	710,000
50,000 - 100,000 m ² 以内	1,200,000	850,000	910,000
100,000 - 200,000 m ² 以内	1,700,000	1,050,000	1,300,000
200,000 m ² を超えるもの	2,200,000	1,200,000	1,550,000

・中間および完了検査には、検査手数料の他に交通費「11検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」が必要となります。

5 計画変更手数料

①直前の確認済証の交付を当社から受けている計画変更確認の申請手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
構造強度にかかる審査を要する計画変更	確認基本手数料(第2条)の60%
構造強度にかかる審査を要しない計画変更	確認基本手数料(第2条)の40%
うち、変更内容が小規模な計画変更(※)	確認基本手数料(第2条)の20%

(※) 小規模な計画変更とは次のいずれかに該当する変更

- イ) 建築物の外形変更を伴わず、高さ関係の再審査を要しない敷地形状の変更(配置変更を含む)
- ロ) 高さ関係の再審査を要しない部分的かつ小規模な地盤レベルの変更
- ハ) 局所的な間仕切り壁の位置、外壁開口部の大きさ、位置の変更
- ニ) その他上記同等以内の小規模な変更と認められるもの

②直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認の申請手数料

直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認の申請手数料は「確認申請手数料(第2条)」の規定を適用する。

6-1 一戸建ての住宅 構造計算(ルート2基準、限界耐力計算を除く)の審査を要する追加手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 100 m ² 以内	10,000
100 - 500 m ² 以内	15,000
壁量計算の審査を要する建築物(令46条)	12,000
構造適判を必要とする建築物で500m ² 以内のもの	60,000

6-2 住居系、住居系以外 構造計算(ルート2基準、限界耐力計算を除く)の審査を要する追加手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 100 m ² 以内	18,000
100 - 200 m ² 以内	27,000
200 - 500 m ² 以内	35,000
壁量計算の審査を要する建築物(令46条)	12,000
構造適判を必要とする建築物で500m ² 以内のもの	60,000

6-3 構造計算上の別棟の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種類	手数料(n=構造計算上の別棟となる総棟数)
構造計算上の別棟の審査を要する建築物	確認申請手数料×20%×(n-1)(千円未満切り捨て)

6-4 限界耐力計算(免震)等の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種類	手数料
限界耐力計算等の審査を要する建築物	確認申請手数料×20%

6-5 特定天井等の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

対象面積の合計	手数料	
	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
0 - 500 m ² 以内	120,000	240,000
500 - 2,000 m ² 以内	180,000	360,000
2,000 m ² を超えるもの	240,000	480,000

6-6 ルート2基準の審査を要する場合の追加算手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 500 m ² 以内	70,000
500 - 1,000 m ² 以内	125,000
1,000 - 2,000 m ² 以内	167,000
2,000 - 10,000 m ² 以内	192,000
10,000 - 50,000 m ² 以内	255,000
50,000 m ² を超えるもの	469,000

7 増築・用途変更等の場合で、既存部分に審査が遡及される場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種類	手数料
増築等の場合で既存部分に審査を要する建築物	確認申請手数料×40%

8 性能規定等の審査を要する場合の追加手数料(避難安全検証法・耐火性能検証法等)

(単位:円)

建築物の種類	手数料		
	区画・階避・全館避難安全検証法(階数が1)	全館避難安全検証法(階数が2以上)	耐火性能・防火区画検証法
0 - 2,000 m ² 以内	43,000	65,000	43,000
2,000 - 10,000 m ² 以内	75,000	113,000	75,000
10,000 - 50,000 m ² 以内	107,000	161,000	107,000
50,000 m ² を超えるもの	161,000	242,000	161,000

9 天空率の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 500㎡以内	5,000

10 バリアフリー法、バリアフリー条例、エレベータ併願の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
0 - 500㎡以内	5,000

11 検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費

※距離は大阪支店からの直線距離で算定します。 ※島しょ部は別途お見積りいたします。

(単位:円)

地域区分	地域	出張費交通費
地域:A	大阪府内	0
	兵庫県内(50km内)、京都府内(50km内)、奈良県内(50km内)	
地域:B	滋賀県内、和歌山県	16,500
	兵庫県内(50km超)、京都府内(50km超)、奈良県内(50km超)	
上記以外の地域 当機関からの距離		出張費交通費
地域:C	300km 以内	38,500
地域:D	300km 超 - 500km 以内	22,000 + 交通手段による実費
地域:E	500km 超 - 750km 以内	33,000 + 交通手段による実費
地域:F	750km を超える地域	44,000 + 交通手段による実費

12 仮使用認定手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料	
0 - 5,000㎡以内	確認を当社で受けている場合	180,000
	確認を他機関(行政を含む)で受けている場合	240,000
5,000㎡を超えるもの	別途お見積もりいたします。	

13 建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の完了検査の加算手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料	
	全て	一部
判定を当社で受けている場合	完了検査手数料×20%	完了検査手数料×20% ×(判定を要する部分の床面積/検査対象面積)
判定を他機関(行政を含む)で受けている場合	完了検査手数料×40%	完了検査手数料×40% ×(判定を要する部分の床面積/検査対象面積)

14 その他の加算手数料

(単位:円)

種別	手数料
完了検査追加説明書の審査手数料	計画変更手数料と同額

【確認について】

※「(S1)-(S2)㎡以内」という表記は「(S1)㎡超～(S2)㎡以内」を表します。

※ 特例建築物の戸建住宅において申請日当日に質疑を希望する場合は、当該料金に3,000円を加算します。

【検査について】

※検査対象面積が2,000㎡を超え、検査員と補助員の複数名となる場合は、複数名分の割増料金を加算します。

※他機関で確認を受けた物件の検査料については、当該検査料に中間の場合1.2を、完了の場合には1.5を乗じた金額とします。

※検査時間連絡後のお客様(申請者)の都合による検査予定日の変更・取消に関しては、変更・取消手数料を別途申し受けます。

検査予定日より3営業日前	: 支払総金額の20%
検査予定日より2営業日前	: 支払総金額の30%
検査予定日の前日	: 支払総金額の50%
検査予定日当日	: 支払総金額の全額

【消費税について】

※「11 検査料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」以外は非課税です。